



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

ミャンマー連邦共和政府

国家計画及び経済発展省

通知書番号：11/2013

1374年ビルマ暦 ピャートラピェチョー月5日

(2013年1月31日)

国家計画及び経済発展省は、外国投資法の第56条(a)項に基づき受け入れた権利を利用し、連邦政府の認可を得て以下の規則を制定する。

## 第1章

### 表題及び定義

1. この法律を外国投資法規則と呼ぶものとする。
2. この規則に含まれる表現は、外国投資法に付加された意味を有するものとする。また、次の表現も以下で付加される意味を有するものとする。
  - (a) 省とは国家計画及び経済発展省をいう。
  - (b) 委員会局とはミャンマー投資委員会の事務的な作業を行う投資及び企業管理局を意味する。
  - (c) 長官とは投資及び企業管理局の長官を意味する。
  - (d) フォーム（申込様式）とはこの規則で規定したフォームを意味する。
  - (e) 表とはこの規則で表示された表を意味する。
  - (f) BOTとは建設すること、操業すること又は契約期間満了のときに関連する組織へ返却することを意味する。
  - (g) BTOとは建設すること、建設が終了後関連する組織へ返却すること、操業することを意味する。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (h) 資産とは土地、建物、車及び投資品を意味する。この意味で株式と合意契約書又はこれと同様の契約書も含む。

## 第2章 関連ビジネス

3. 委員会は、投資法に関するビジネスを連邦政府の同意により命令通知を発行して明記する。このような明記をする場合、下記の点に基づかなければならない。

- (a) 市民のため雇用機会が発展する労働使用性の高いビジネス
- (b) 連邦の製品に付加価値可能な生産をするビジネス
- (c) 大規模投資企業
- (d) ハイテクビジネス
- (e) 市民の幸福に資する製造業及びサービス業
- (f) 市民の生活水準の向上を援助するビジネス

4. 委員会は、連邦内で投資を禁止するビジネス、市民と合弁の形のみで投資許可するビジネス、特別条件で許可するビジネスなど明記して連邦政府に報告し、認可を取得する。

5. 委員会は、連邦政府の認可を得た後、投資を禁止するビジネス、市民と合弁の形のみで投資許可するビジネス、特別条件で許可するビジネスなどの通知を発表する。

6. 委員会は、連邦及び市民の利益のため定められたビジネスを連邦政府の事前許可を得て、そのときに応じ修正して発表することができる。

7. 市民が投資できる製造及びサービス業を添付表(a)のとおり規定する。

8. 市民により実行できる農業、短期及び長期の農業を添付表(b)のとおり規定する。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

9. 市民により実行できる飼育のビジネスを添付表(c)のとおり規定する。
10. 市民により実行できるミャンマー海洋漁業のビジネスを添付表(d)のとおり規定する。
  11. 省は、連邦政府の合意により規則番号7、8、9及び10条に規定したビジネスをそのときに応じ修正して規定することができる。
  12. 委員会は、連邦の領域及びその他の国家と接する国境から10マイル以内で実行され得る工業地区、農業又は飼育地区、ツアー地区、産業地区を含む、製造業、サービス業などが操業する地区を、連邦政府の同意により経済特区として決定することができる。
  13. 委員会は、規則番号12により経済特区として決定することを、連邦政府の指示がある場合、又は関連する管区及び州の政府、自治権をもつ管区及び地域の政府により提案された場合、又は投資家若しくは投資建設をする者の申請に対して、関連する管区及び州の政府、自治権をもつ管区及び地域の政府により同意があった場合、連邦政府に対して提出し許可を得て実行する。
  14. 外国人投資家が、投資が制限又は禁止されたビジネスに投資提案をした場合、委員会は連邦及び市民の特に民族市民の利益のため次の点に基づいて精査することにする。
    - (a) 提案した投資に関して地元民又はNGO法人の同意
    - (b) 関連する管区及び州の政府組織の同意
    - (c) 操業する地区に応じてネピドー議会又は関連する地区若しくは州政府の同意
  15. 委員会は規則番号14の原則と一致する提案を自らの意見とともに連邦政府に提案して認証を取得することにする。
  16. 連邦政府により認可された場合、委員会は発起人又は投資家に外国投資の許可書を発行する。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

### 第3章 投資の方式

17. 投資は次の方式のいずれかにより実行され得る。

- (a) 規則番号5に基づき、委員会により定められたビジネス以外に、外国人により全額の外国投資が実行され得る。
- (b) 外国人と、国民、関連する政府の部門又は組織と合弁企業を構成する場合、外国資本と国民資本との割合を両方の同意に従い契約して実行され得る。
- (c) 両当事者により承認された契約に包含される何らかのシステムで実行される場合、BOT(Build Operate Transfer)建設操業譲渡方式、BTO(Build Transfer and Operate)建設譲渡操業方式システムを含む、政府及び民間がともに実行するシステム、またその他のシステムなどが実行され得る。

18. 外国投資のための申込を提案する場合、外国会社の設立許可又は登録許可を現行法に基づく投資及び会社管理局に同時に提出しなければならない。

19. 提案を委員会が受理して許可を発行するとき、外資及び会社管理局は外国会社として設立許可又は登録許可を同時に発行することにする。投資ビジネスをより良くするために、発起人又は投資家が外国会社として設立許可又は登録許可を事前申請することに十分な理由がある場合、長官が設立許可（草案）又は登録許可（草案）を予め発行することができる。しかし、設立許可（草案）又は登録許可（草案）を発行することが投資許可発行であるとは限らない。

20. 外国人が制限又は禁止されたビジネスに国民と合弁を行う場合、外国資本額は合計資本の80%を超えて投資することはできない。委員会はこの条件を連邦政府の同意により、そのときに応じ命令通知を発行して修正することができる。

21. 契約で規定する投資期間満了前に、ビジネスを中止の許可を得て清算する場合、又はビジネス終了後に清算する場合、委員会へ予め提出して許可を取得し、ミャンマー会社法に従って行うこととする。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

## 第 4 章 委員会の構成と会議開催

- 2 2. 委員の人数は奇数にしなければならない。
- 2 3. 委員の期間は 3 年を超えてはならない、しかし、専門の知識又は何らかの必要性がある場合、連邦政府は委員の期間を 3 年を超えて任用させることができる。
- 2 4. 何らかの原因で、委員が、3 年未満であるのに任務をできない場合、この代わりに任ぜられた委員は残りの期間のみ責任を負う。
- 2 5. 委員会の会議は一ヶ月ごとに最低 2 回行うことにする。
- 2 6. 委員長は会議で議長になることとする。委員長が参加できない場合、副会長を議長とし、会長及び副会長が参加できない場合、書記長が議長として、又は委員一人が議長になることとする。
- 2 7. 会議に委員 50%以上が参加すれば会議を認可する。
- 2 8. 委員会は、会議に参加する委員の同意により決定する。会議に参加する委員会の決定を、会議に参加しない委員が反対、拒否及び修正の提案をすることはできない。
- 2 9. 委員会は、必要がある場合、関連する省、連邦大臣又は副大臣、専門家及び必要がある人物を会議に招待して参加させることができる。
- 3 0. 委員会は、投資のため発起人又は投資家と彼らに貢献可能な人物を会議に参加させ、議論、説明及び報告できる権利を与える。

## 第 5 章 許可書の申請

- 3 1. 発起人又は投資家が提案を提出する場合、次の点を含む申請書様式 1 の通り記入し、発起人自身が署名をして提出しなければならない。
  - (a) 投資家又は発起人の正式名、国籍、住所、ビジネスの位置、関連する法に従って実際に操業している会社又は組織、効果的に管理している本社の位置、企業を設立し



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

た位置、企業の種類

- (b) 合弁で投資するビジネスの場合、参加を希望するメンバーに関連する第 a 号に表示された情報
- (c) 第 a 号又は第 b 号に関連する証拠
- (d) 投資家、発起人又は合弁ビジネスに参加を希望するメンバーのビジネス及び財務上の書類
- (e) 投資希望がある製造業又はサービス業に関連する情報
- (f) 投資期間及び建設期間
- (g) 連邦内で投資を希望する位置
- (h) 製造及び商売に利用するテクノロジー及びシステム
- (i) 利用するエネルギーの種類及び量
- (j) 建設期間内に、事業に利用する主な機械、機械の構成部分、原材料及びこれと同様の物などの量及び価値
- (k) 必要となる土地の位置及び面積
- (l) ビジネスから生じる毎年の産出量及び価値又は実行するサービス量及び価値
- (m) ビジネスを実行するために毎年必要となる外貨及び予想可能な外貨支出金額
- (n) 毎年外国及び国内で販売可能な製品の量、価値及び期間
- (o) 経済的に採算が合う状況
- (p) 現行の法律に従って作成した環境の保護及び保存計画
- (q) 連邦内での投資構造



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (r) 合資会社を設立することを希望する場合、合資会社の契約草案、メンバーが投資する投資割合、金額、利益の分配割合、メンバーの義務及び権利
- (s) 有限会社を設立することを希望する場合、契約草案、覚書、基本定款草案、投資金額、株式種類及び株主が投資した株式の金額
- (t) 投資する組織への管理者の正式名、国籍、住所及び役職名
- (u) 投資する組織の合計投資額、外国及び国内により投資される投資割合及び連邦に持ち込む外貨投資などに関する合計価値、各種類の価値及び持ち込む時期

32. 申込書様式1とともに国民又は政府部門、政府組織と契約する土地賃貸契約書草案及び合弁ビジネス又は両当事者により承認されたビジネスに関する契約書草案も提出しなければならない。

33. 委員会が投資額が大きいと考えるプロジェクト、並びに環境の保護及び森林保持管理局が、環境汚染のため調査するよう定めた企業などのため提案する場合、環境汚染調査と社会的損害の調査とともに提出しなければならない。

34. 提出した提案が資源に基づく投資及び連邦の経済企業法に関する投資である場合、関連する連邦省を通して提出しなければならない。

35. 規則番号34と一致しない投資ビジネスである場合、投資家又は発起人は提案を委員会局に直接提出することが可能である。

36. 規則番号35により提出された提案に対し、委員会局は、規則に一致するか否かを精査し、十分に揃っている場合受理する。揃っていない場合、投資家又は発起人に不足する部分を説明して再提出させる。

37. 揃った提案を関連する分野ごとに精査するため、次の政府局の役員それぞれが、参加する精査グループを構成して精査を行う。

- (a) 投資及び会社管理局
- (b) 関税局





本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (c) 国内税務管理局
- (d) 労働管理局
- (e) 電力省の関連局
- (f) 首都及び地方の住宅発展局
- (g) 産業精査及び監督局
- (h) 商業管理局
- (i) 計画精査及び発展報告局
- (j) 環境保護及び保持管理局

38. 規則番号 37 により調査するとき、必要がある場合、ビジネスの性質に従い関連する政府部門、政府組織の専門家を招待して参加させる。

39. 長官は、提案精査グループの指導者の義務を負わなければならない。

40. 提案精査グループは、週に一回会議を行い、定められた期間内で受理した提案を精査し、受理すべき提案を規則に基づいて実行するため委員会に提出しなければならない。委員会が提案を認可した場合の認可の理由、又は否定した場合の否定の理由を投資家若しくは発起人に郵便又はその他の連絡方法で通知する。

41. 提案精査グループが会議を行う際、発起人若しくは投資家自身、又は発起人若しくは投資家の代表者を参加させること。

## **第 6 章**

### **提案について行うこと**

42. 提案を委員会が承認した後、委員会局は、投資ビジネスが存する場所により、ネピドー議会、地区又は州の政府に提案した投資を受理すべきか否か、環境汚染及び社会的損害にならない、又は環境を損害し得ない、並びに環境被害が最も低くなるような計画などを環境保護及び森林省に精査させて、所見を求めなければならない。





本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

43. 委員会局の所見依頼を受けた場合、ネピドー議会、管区又は州の政府は、必要な精査をして提案された投資ビジネスを認可すべきか否かをネピドー議会議長、関連する管区、州の政府大臣又は大臣の代理人が署名をして所見依頼書を受けた日から7日以内に、最も迅速に連絡可能な連絡方法をもって委員会に返答しなければならない。

44. 投資ビジネスにつき、環境を損害し得ない、又は環境被害が最も低くなるような計画に関する精査を、環境保護及び森林省により、所見依頼書を受けた日から7日以内に、所見の署名を、連邦大臣又は連邦大臣の代理人が署名して、最も迅速に連絡可能な連絡方法をもって委員会に返答しなければならない。

45. 投資の提案につき、ビジネスの性質として必要性がある場合、委員会は、関連する連邦省の所見又は助言を依頼するとき、関連する連邦省は、依頼書を受けた日から7日以内に委員会に返答しなければならない。所見依頼に対応できるため、各連邦省では、最も低い地位でも局長、又は局長と同じ地位である役員が指導者として投資精査グループを構成しなければならない。関連する連邦省は投資に関する自省の規則をそのグループに適用しなければならない。そのグループの構成方式を委員会に報告しなければならない。またメンバーの変更ごとに委員会に報告しなければならない。そのグループは、委員会が又は委員会局が行う会議に参加するため、その時に応じて招待される場合、関連する省の代表として参加する。

46. 委員会局は、受領した提案に関する所見、批評及び精査の結果などを受領後、直近の委員会会議で提案を提出しなければならない。

## **第7章 提案内容の精査**

47. 委員会は、投資提案を次のように精査しなければならない。

- (a) 提案は、外国投資法第4条の規則に一致するか否かを精査しなければならない。
- (b) 財務的信用性を次の点を要求して精査する。
  - (1) 銀行預金残高証明書
  - (2) 会社の貸借対照表



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (3) 会社の事業状況報告書
  
- (c) ビジネスが経済的に採算が合うかを次のように精査する。
  - (1) 毎年取得可能な純利益
  
  - (2) 毎年取得可能な外貨及び支払可能な外貨
  
  - (3) 資本利得期間
  
  - (4) 新雇用機会が発生する状況
  
  - (5) 民間収入の増加傾向状況
  
  - (6) 外国及び国内との市場状況
  
  - (7) 国内消費の必要状況
  
- (d) 産業技術と一致するか否かを専門家により精査する。
  
- (e) 環境保護及び保持の計画を環境保護管理局の意見を受けて精査する。
  
- (f) 連邦及び市民に対して責任感があり利益になる投資か否かを精査する。
  
- (g) 提案は現行の法律に一致するか否かを精査する。

## **第 8 章** **許可発行**

48. 委員会は、提案を精査した後、同意する場合、その提案を受けた日から 90 日以内に許可書様式 2 を発行することとする。許可のコピーを関連する各省官に報告する。

## **第 9 章** **認可取得後の実行**



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

49. 発起人又は投資家は、委員会により発行された許可が取得できた後、規定した建設期間又は建設期間延長許可を得た場合、延長期間内に建設が終わるように行わなければならない。建設終了次第、建設が終了した旨建設終了の日から30日以内に委員会に報告しなければならない。

50. 投資家は、建設期間終了後、製造業又はサービス業を開始しなければならない。

51. 投資業を実行する期間内、事業の事業状況報告書様式3を、委員会に3ヶ月間に1回、郵便又はその他の連絡方法で必ず報告しなければならない。

52. 発起人又は投資家は、ビジネスを実行する期間内、規則番号121条により何かしら生じた場合、至急で24時間以内に最も早い連絡方法で委員会に報告しなければならない。

53. 発起人又は投資家のビジネスはビジネスの性質又はその他の必要がある場合、関連する連邦省、政府部門及び組織などからライセンス又は許可取得が必要になる場合、又は登録する必要になる場合、規定条件に従って行動しなければならない。

54. 発起人又は投資者は

- (a) 事業に関する環境保護及び保持計画を環境保護及び保持法に従って実行しなければならない。
- (b) 投資家は、事業を連邦及び市民のため利益になるよう責任感がある投資をしなければならない。
- (c) 投資家は、その時に応じて、又は必要な場合、責任者の精査に協力しなければならない。
- (d) 投資家は事業の工場、職場、建物の建設及びその他の事業を実行する際、ビジネスの種類に関連する連邦省により、定められた基準に一致するよう又は適用するよう、真摯に実行しなければならない。
- (e) 投資家は事業に関して職場の安全と健康計画などを整備しなければならない。
- (f) 危険ある商品、有毒な商品又は同様の商品を取引すること、保管すること、利用することは、関連する省局が規定した法律、規則、手続、基準などに



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

基づいてなさなければならない。

- (g) 事業の製造品の品質又は基準として、消費者に損害を与えないようにしなければならない。

55. 鉱物資源の採掘ビジネスのための許可の発行は、査定又は加工が含まれない。投資家は鉱物資源の採掘ビジネスが終了後、査定又は加工作業の許可取得のため、鉱物省を通じて委員会に再度、提出する。

## 第 10 章 建設期間の規定

56. 投資家は、委員会が発行した許可を取得した後、許可を得た日から定められた期間内で建設事業を完成しなければならない。

57. 投資家は、定められた建設期間内に、複数の理由で建設を完成し得ない場合、完成し得ない理由を示し、建設期間延長依頼書を期間満了日まで 60 日以内に、委員会に提出しなければならない。

58. 委員会は、投資家が建設期間延長を求める場合、必要な精査をなし、建設期間を延長すべき理由が適切である場合、建設期間延長を従前の期間の 50%以下まで（50%を超えることはできない）延長できる。

59. 災害、不安定な状況、デモ、連邦にとって緊急な事件が生じ、武装闘争が生じ、戦争などやむをえない事情が生じた場合のほか、建設期間の延長は 1 度のみ可能である。

60. 石油、天然ガス及び鉱物関係ビジネスは、調査、採掘、加工及び収入を得るための採掘ができる状況になるため、委員会が許可した条件にしたがって、建設期間を定めなければならない。

61. 従前の期間又は延長期間内で建設事業が完成しない場合、委員会は投資家に対して発行した許可を中止することにする。中止した原因によって投資家に対して、賠償金、補償金又は何かしらの金銭などを返還する必要がない。

## 第 11 章 投資ビジネスの転貸、譲渡担保、株式譲渡及びビジネスの譲渡



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

62. 投資家は、許可を受けて実行している土地及び建物を、定められた期間内で投資ビジネスの種類を変更することなく、土地賃借権者又は土地使用権者の同意を得て第三者に賃貸する場合—賃貸様式4を、譲渡担保を行う場合は譲渡担保様式5をもって、委員会局に提出しなければならない。更地、未耕作地である場合、連邦政府の許可を提出しなければならない。

63. 規則番号62により定められた様式で提出された場合、委員会局は次の点を精査しなければならない。

(a) 賃貸又は譲渡担保を希望する理由が適切であるか否か

(b) 賃貸又は譲渡担保で連邦及び国民の利益を侵害し得るか否か

(c) 賃貸又は譲渡担保を受ける者はビジネスを成功するよう継続し得るか否か

64. 委員会局は、精査により精査後、賃貸又は譲渡担保を認可すべきである場合、直近に行う委員会会議で提出し、委員会の決定に従い許可をし又は拒否することができる。

65. 全ての株式を外国人又は国民へ移転及び売却する場合、移転売却様式6の通り記入して委員会局に提出しなければならない。提出する場合、全ての株式を移転売却する者は、株式を移転売却するため関連する課税管理局の納付済み証明書も同時に提出しなければならない。更地、未耕作地である場合連邦政府の許可を提出しなければならない。

66. 規則番号65により定められた様式で提出された場合、委員会局は次の点を精査しなければならない。

(a) 全ての株式を移転売却する理由が適切であるか否か

(b) 全ての株式を移転売却で連邦及び国民の利益を侵害し得るか否か

(c) 全ての株式を移転売却で購入する者は、ビジネスを成功するよう継続し得るか否か

67. 委員会局は、精査により全ての株式の移転売却を認可すべきである場合、直近に行う委員会会議で提出し、委員会の決定に従いビジネスを継続する許可をし又は拒否することができる。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

68. 許可を得た場合、売主は手元にある委員会の許可を委員会局へ返却しなければならない。

69. 購入者が外国人の場合、投資及び会社管理局で現行の会社法により、外国会社の設立許可若しくは登録許可を申請でき、又は株式を売却した者の同意により現行の会社名を利用できる。

70. 全ての株式の購入者が国民の場合、ミャンマー国民投資法に従って委員会へ許可取得申請をしなければならない。委員会の許可取得後、現行の会社法によって投資及び会社管理局にミャンマー国民会社として登録しなければならない。

71. 新許可を発行する際、元投資家は、外国投資法第12章の免除及び税額控除、第27条にしたがって認可された免除及び税額控除権利が残る場合、残る権利を購入者が受け取ることができる。免除及び税額控除期間が満了した場合、新許可を発行しても再度権利を受理することはできない。

72. 一部の株式を外国人又は国民へ移転売却する場合、移転売却様式7の通り記入して委員会局に提出しなければならない。

73. 規則番号72により提出された場合、委員会局は次の点を精査しなければならない。

(a) 一部の株式を移転売却する理由が適切であるか否か

(b) 一部の株式の移転売却で連邦及び市民の利益を侵害し得るか否か

(c) 一部の株式の移転売却購入者が、ビジネスを成功するため継続し得るか否か

74. 委員会局は、精査後一部の株式につき移転売却を認可すべきであれば直近に行う委員会会議で提出し、委員会の決定に従い、ビジネス継続の許可をし又は拒否することができる。

75. 許可を得た後、株式移転を現行の会社法に従って投資及び会社管理局に委員会の許可とともに提出して登録することとする。

76. 規則番号63、66及び73の精査を行う際、委員会局は委員会の許可に関連する政府部門、組織からの専門家達が参加する精査グループを必要に応じ構成することができる。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

## 第 12 章

### 保険

77. 認可されたビジネスは、連邦内で実行を許諾される保険ビジネスで、次の保険で定められる類型を付保しなければならない。

- (a) 機械保険
- (b) 火災保険
- (c) 海上保険
- (d) 損害保険
- (e) 災害保険
- (f) 生命保険

78. 規則番号 77 で示した保険種類のほか、ビジネスの性質に従って現行の法律に基づく規定、細則及び手続のいずれかで定められたその他の保険も付保しなければならない。

## 第 13 章

### 職員及び労働者の雇用

79. 投資家は、提案を提出する際、熟練のビジネスについて任用する技術者、専門家及び職員の人数及び技能を要求しない労働者人数を示さなければならない。

80. ビジネスが現実を開始する場合、専門的なビジネスのための、外国人労働者、技術者又は職員の雇用は、外国投資法第 11 章第 24 条に従わなければならない。このような雇用をする際、関連する法律、規定、細則、手続、命令、命令通知などにに基づき定められる最低収入割合よりも低額にすることはないこととする。

81. 投資家は、職員、労働者を雇用する際、現行の労働法に従わなければならない。

82. 投資家は、ミャンマー人職員及び労働者又は外国人職員及び労働者を雇用した場





本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

合、採用日から 30 日以内に雇用契約書を労働者、職業及び社会福祉省の規則に従って契約しなければならない。

8 3. 投資家は、国民労働者の技能を改善するため、実務及び研修を与える旨手配する計画を毎年 1 月 31 日までに委員会局に報告しなければならない。

8 4. 投資家は、許可書に基づく投資ビジネスで稼働する外国人職員又は労働者のため、連邦により発行される労働許可書を委員会の勧告により、外国人労働に関する法律に従い労働者、職業及び社会福祉省へ様式 8 で申請しなければならない。地方居留許可書を様式 9 で申請しなければならない。

8 5. 委員会局は、規則番号 84 により申請された場合、委員会局内で、関連する政府部門、組織から専門家などを含むグループの代理人が精査を行って許可を発行することにする。

8 6. 投資家は、社会福祉法に関連する全政府部門においてミャンマー通貨又は外貨で採用された全職員（外国人を含む）を、社会福祉法に合致する権利を享受するため、社会福祉団体に登録しなければならない。

8 7. 投資家は、事業を始めてから 15 日以内に関連する社会福祉団体に登録し、また、その登録の証拠となる社会福祉団体が発行した労働証明書の写しを委員会局とともに提出しなければならない。

8 8. 投資家は、投資ビジネスを継続するため、社会福祉団体への会員料金を全額入金した証拠となる社会福祉局により発行される証明書を 6 ヶ月間に 1 度、委員会局に提出しなければならない。

8 9. 投資家は、契約期間が満了して権利などを返却する前に、関連する社会福祉団体により発行された全額支払済証明書も、ともに提出しなければならない。

9 0. 使用者又は使用者団体と労働者又は労働者団体間で生じる紛争を労働者紛争解決法に従って解決しなければならない。

9 1. 投資ビジネスに関する外国人の地方居留許可書に関し、現行の法律である移民管理法、規則、手続、指令、通知、ルールなどに従って実行しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

## 第 14 章

### 免除及び税額控除

9 2. 投資家又は発起人は、外国投資法第 12 章、第 27-b から k までにより定められる税金の免除及び税額控除の 1 つ、1 つ以上、又は全ての権利を享受するため、委員会に税金の免除及び税額控除様式 10 で申請できる。

9 3. 投資家又は発起人は、規則番号 92 のとおり免除又は税額控除を申請する場合、委員会は必要に応じ、精査を行って許可しなければならない。精査には、必要な証拠、書類などを投資家、発起人、関連する政府部門、組織、又はその他関連するビジネス団体に要求して調査しなければならない。

9 4. 製造業又はサービス業の収入が発生する開始日を次のように規定することにする。

(a) 輸出にかかる製造業では、運送書類、航空便請求書又は同様の国際貿易で使用されている証明書に記載のある日は、建設完成日より 180 日を超えてはならない。

(b) 国内で販売する製造業では、最初の収入発生日は、建設完成日より 90 日を超えてはならない

(c) サービス業では、ビジネス開始日は、建設完成日より 90 日を超えてはならない。

9 5. 投資家又は発起人は、規則番号 94 により自らの製造業又はサービス業の収入が発生する開始日を委員会に収入発生開始報告様式 11 で提出しなければならない。

9 6. 委員会は、税金の免除又は税金の税額控除の申請を受ける場合、発起人又は投資家の申請書に基づき精査し、ビジネスの開始日を許可することができる。許可する場合、税金の免除又は税金の税額控除の種類及び期間を定めなければならない。許可したことを発起人又は投資家及び関連する政府部門、組織へ連絡しなければならない。

## 第 15 章

### 土地を使用する権利

9 7. 委員会は、投資家が、委員会の認可したビジネスを実行するため、土地賃借権者又は土地使用権者から、次の土地を連邦政府の認可を予め取得して貸借することができる。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- a. 政府が所有権を有する土地
- b. 政府部門及び政府組織が所有権を有する土地
- c. 国民が所有権を有する土地

98. 更地、未耕作地を利用し経済的な農業、飼育業及びそのビジネスに関連する経済発展を支えるビジネスの実行を希望する投資家は、希望する土地を更地、未耕作地管理法に従い貸借することができる。

99. 委員会は、投資家に対し、必要がある場合、土地貸借期間又は土地使用期間をビジネスの種類及び投資金額により、土地貸借権者又は土地使用権者から1回目は50年、賃貸することができる。

100. 委員会は、規則番号99に従い、投資家に認可した土地貸借期間満了後、投資家が継続して貸借する希望がある場合、土地貸借権者又は土地使用権者から同意を得たとき、投資金額及びビジネスの種類に基づき、連続して10年、2度続けて延長の許可ができる。

101. 更地、未耕作地に農業、飼育業及びこれに関連するビジネスのため投資を実行する場合、更地、未耕作地管理法に従い更地、未耕作地中央管理局に提出しなければならない。投資家に更地、未耕作地を、貸借期間又は利用期間について法律の施行規則とおり、農業及び飼育業の投資金額に基づき、1回目は30年間貸借期間を許可することができる。第1回の貸借期間満了後、継続して実行を希望するビジネスのため、投資金額及びビジネスの種類に基づいて土地を更地、未耕作地管理法に従って再許可することができる。

102. 投資家は、国民が実行可能な更地、未耕作地につき、農業及び飼育業などの技術及び投資金額を同様の割合又は適切な割合で国民と合弁事業として実行することができる。

103. 更地、未耕作地の貸借権又は使用权を有する者は、貸借権又は使用权がある更地、未耕作地のため保険料を更地、未耕作地管理法及び規則に従って支払わなければならない。

104. 土地貸借権者又は土地使用権者は貸借権又は使用权を有する更地、未耕作地を売却、交換又はその他の方法で移転などを行う場合、連邦政府の許可を得てから行うこと



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

とする。

105. 投資家は、国民が所有権を持つ農場で、農産物の生産ビジネスを実行するため、季節の農産物毎に相互利益を得る契約農業システムを国民投資家と合弁システムのみで実行することができる。

106. 投資家は、国民が所有権を持つ農場において、農業及び飼育業に関し、技術及び投資を適切な割合で国民と合弁システムで実行することができる。

107. 委員会は、連邦全体が発展するために、連邦政府から認可を予め取得し、経済が発展しておらず、交通及び通信が不便な地区で投資する投資家ため、規則番号 99 及び 100 により定められた土地貸借期間又は土地使用期間より 10 年間付加して、使用できるよう許可することができる。

108. 投資家又は発起人は、ビジネスを実行するため使用を希望する土地に関する土地貸借権を取得するため土地貸借申請様式 12 を記入し、その土地貸借権者又は土地使用権者により貸借を同意された証拠とともに、委員会へ提出しなければならない。

109. 規則番号 108 により提出された場合、委員会は、申請者が希望する土地に関して、希望土地の場所により、ネピドー議会又は関連する地区及び州の政府に対して、同意可能か否かの依頼をしなければならない。

110. 希望する土地が、政府部門、政府組織が所有権を有し又は管理する土地である場合、関連する政府部門、政府組織が委員会に対して、貸借を合意する書類とともに提出しなければならない。

111. 委員会の許可取得後、土地貸借手続を実行する場合、土地貸借権者又は土地使用権者と投資家との間で、土地貸借契約書を結び、その契約書を委員会に提出しなければならない。

112. 委員会は、政府部門、政府組織の土地貸借料金に関して、関連する連邦省により定められた土地貸借料金のおり許可することができ、必要に応じ連邦政府へ提出することにする。

113. 土地貸借権者又は土地使用権者である国民から投資家が賃借する土地貸借料金と賃借期間の現行の土地貸借料金に従い、一年毎に契約手続を双方が交渉して規定し、同



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

意した土地賃借料金を委員会に報告しなければならない。

1 1 4. 土地賃借料金を規定するにはある賃借期間内で賃借開始日より 365 日毎の料金を基準にして計算して賃借することにする。

1 1 5. 政府部門、政府組織が所有する土地を賃貸する場合、賃貸保険料金を関連する政府部門、政府組織が投資家に要求することにする。

1 1 6. 委員会は、土地賃借について次のいずれかが生じた場合、土地賃借権又は許可されたビジネスを中止することができる。

(a) 投資家が、土地賃借料金を契約上の同意とおりに支払わない、又は契約上のその他の同意を尊重しないことにつき、土地賃借権者又は土地使用権者が、委員会に報告し、これに対して必要な精査がなされ、この報告が正しい場合

(b) 賃借士につき、投資家が、現行の法律に違反することを委員会に告訴することに対して必要な精査をしてこの告訴が正しい場合

(c) 投資家が、要注意人物一覧表（ブラックリスト）に掲載された場合、又は現行の法律違反の理由で訴訟を提起され、当該人物、又は会社が投資したビジネスを閉鎖するよう裁判所又は権威のある組織が決定した場合

1 1 7. 投資家は、

(a) 不景気又は、損失又はその他の理由で実行中のビジネスを中止する場合、委員会へ遅くとも 6 ヶ月前には報告しなければならない。

(b) 農業、飼育業又は政府が規定する法律に合致する他のビジネスを実行するため、許可された更地、未耕作地に自然資源、古美術品、遺跡又は宝石などを発見した場合、発見した時から 24 時間以内に委員会に報告しなければならない。

(c) 自己と土地賃借権者又は土地使用権者との間で結んだ契約書に従い、賃借期間が満了した場合、賃借した土地を、土地賃借権者又は土地使用権者へ互いに清算が終了した日から 1 週間以内に返却しなければならない。

(d) 契約終了前に、ビジネスを停止する場合、土地賃借権者又は土地使用権者を侵害しないよう、従前の契約期間までの賃借料金を支払わなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

1 1 8. 関連する土地賃借権者又は土地使用者は、自己が賃貸した土地の返却を受けたことを、返却を受けた日から1週間以内に委員会に提出しなければならない。

1 1 9. 投資家が賃借して使用している土地に、従前提案したビジネス以外のもの又は関連しないビジネスを実行することはできない。

1 2 0. 投資家が賃借して使用している土地に、委員会が認可したビジネスのほか、土地の上下にある資源を採掘することはできない。

1 2 1. 投資家は、賃借又は使用可能な土地の上下に、認可されたビジネスと関係なく従来の契約に含まれない自然資源、古美術品又は遺跡などが発見された場合、発見した時から24時間以内に委員会に連絡しなければならない。委員会は連絡を受理した場合、関連する連邦省、事業の実行する場所によりネピドー議会、関連する管区又は州の政府と交渉しなければならない。関連する連邦省の同意により委員会が許可をする場合、ビジネスを継続することができる。許可を得ない場合、委員会が代替として手配する別の土地に移動しなければならない。

1 2 2. 投資家は、賃借権又は使用权を有する土地の自然地面又は土地の高低に関連する連邦省及び土地賃借権者又は土地使用者の認可を得てから、修繕又は変更して使用することができる。

1 2 3. 投資家が、賃借権又は使用权を有する土地で、従前の提案と異なる環境汚染の可能性のあるビジネスを実行し、環境被害が最も低くなるような計画がないことが判明し、又はビジネスの騒音若しくは文化的な視点から見て、周辺の居住者に悪影響を与えることで、居住者に反対された場合、委員会は必要な精査を行い、精査により継続すべきではない場合、賃借権又は使用权を中止することができる。

1 2 4. 投資家は、現行の法律に従い国民に許可された農場を賃借して実行するには農産物生産及び関連するビジネスのほか、その他のビジネスは連邦政府の認可が得ない限り実行することはできない。

1 2 5. 投資家がビジネスを実行するため賃借できない土地は次のとおりである。

a. 宗教関係の土地





本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- b. 関連する省が、文化的な旧市街、自然が多い地区として定めた土地
- c. 連邦の防衛及び安全のため禁止された土地
- d. 訴訟事件がある土地
- e. 連邦が必要に応じ禁止した土地
- f. 投資家のビジネスが原因で、都市に住む市民の居住地の環境汚染の可能性、騒音発生の可能性、又は文化に悪影響などが生じる可能性のある地区又は建物がある土地

126. 投資家は、土地を賃借し投資するビジネスに関して、賃借した土地に住宅、建物、農場、植物などを移設することが必要な場合に移設すること、自らの投資するビジネスに関して雇用すること、及び現行の価格で購入し又は賠償するなどの関連する所有者が承認した証拠とともに、事業を実行する場所により、ネピドー議会又は関連する地区及び州政府の許可を取得しなければならない。市民が移設を希望しない土地で賃借して投資することはできない。

127. 投資家は、自らの賃借権又は使用権を有する土地を委員会により定められた規則、契約上規則に従って使用しなければならない。

128. 投資家は、委員会の許可で自らの賃借権又は使用権を有する土地を、定められた期間内で他者に転貸、譲渡担保、株式譲渡及びビジネスの譲渡などを行う場合、委員会の許可を得たうえでなさなければならない。

129. 投資事業で都市建設、ホテル、学校、病院、住宅建設、工場建設、道路、橋、交通建設などを行う場合、位置する場所により、ネピドー議会、関連する管区又は州政府、関連する開発会及び政府部門、政府組織が計画した都市発展計画に比較して許可を取得してから委員会に提出することにする。

130. 投資家は、自らが賃借した土地上で、従前提案したビジネスを中止し、他のビジネスに変更し又は従前提案したビジネスに加えて他のビジネスも実行する場合、委員会より許可を取得してから行うことができる。

131. 更地、未耕作地中央管理会は、次のことが生じる場合、許可された更地、未耕





本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

作地中で、必要な最小面積を得る権利がある。

- a. 認可された更地、未耕作地で古美術品が発見されること
- b. 連邦の発展のため、基準建物計画事業又は特別事業を行う必要性があること
- c. 鉱物採掘ビジネスの実行が許可された更地、未耕作地で認可された鉱物種類以外の資源物が発見されること

1 3 2. 更地、未耕作地中央管理会は、許可された更地、未耕作地を規則に従って返還させるため、賃借権又は使用权を有する者が事実上投資した経費を連邦政府の認可で現在の価値を計算し、適切な期間内に賠償を受け取ることができるよう関連する局、組織と調整して行わなければならない。

## 第 16 章 外国投資

1 3 3. 投資家は、いずれかのビジネスのために、委員会の許可に従って提案した外貨を、連邦内の外貨を取り扱うことができる銀行で口座を開き、預け入れなければならない。

1 3 4. 投資を提案する際、外国投資法第 2-h-2 条により連邦に持ち込むよう提案された資産、又は外国投資法第 2-h、3、4 による予算金以外で国内で投資するため提案した外貨の全部又は時期により段階的に分けて行う場合は必要な金額を分けて持ち込み、規則番号 133 により銀行に預け入れなければならない。

1 3 5. 投資家は、投資するビジネスのため連邦へ持ち込む外貨全額のうち、一年毎に持ち込む予想額を委員会に予め報告しなければならない。

1 3 6. 投資家は、ある銀行で口座を開設し、口座を開設した銀行の住所、口座番号、口座名義などを示して残高証明書写しとともに、委員会に、口座を開いてから 1 週間内に報告しなければならない。

1 3 7. 投資家は、自己の口座にある外貨を、次の理由で振り替えることができる。

- (a) 国内での外貨支払のための振替



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(b) 自らが投資したビジネスに関連するため、国内での協力会社又は国民又は国民所有会社への振替

138. 投資家は、自己の口座にある外貨を、投資したビジネスに関係がない場合は引き出し又は振り替えることができない。

139. 投資家は、規則番号 135 により委員会に予め報告した予算に従って自己の口座へ入金すべき外貨を定められた期間内に一回又は何回かに分けて入金しなければならない。

140. 規則番号 139 により外貨を入金する場合、連邦内にいる外国人、国民又はこれらの者があるビジネスを実行するため、国内の銀行で開設した外貨口座から振り替えをすることができない。

141. 投資家は、自らの口座に外国から持ち込んだ外貨を入金する毎に、口座に外貨が入金された日から 1 週間以内に残高証明書を委員会に提出しなければならない。

142. 投資家は、委員会の許可に従って投資額を拡大して実行し、又はビジネスを拡大して実行するため、連邦内へ再び持ち込む外貨に関する予算を委員会に予め報告しなければならない。

143. 投資家は、委員会の許可に従って自らの投資額を減少させ又はビジネスを減少させるに際して、委員会に従来報告した外貨を持ち込む予定につき、必要に応じて計画の修正を行って委員会に報告しなければならない。

144. 投資家は、自らが投資する各々のビジネスのため 365 日に 1 回、連邦内で登録して実施している連邦が認める会計監査事務所の定期的監査を受けることとする。監査を行う際、証拠として提出する必要な書類、会計リストをミャンマー語又は英語で報告しなければならない。その他の言語で作成した場合、英語に公証したものととも報告しなければならない。

145. 投資家は、規則番号 144 に従って監査を受けて監査報告書を受け取った日から 30 日以内に委員会に報告しなければならない。

## 第 17 章 外貨を送金する権利



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

146. 投資家は、次の通貨を関連する外貨で委員会で定められた銀行から外国へ送金することができる。

- (a) 外国資本を持ち込んだ者が受理すべき次の外貨
  - (1) 外国資本を持ち込んだ者に返還できるものとして、委員会が認可する外国通貨
  - (2) 投資家が関連する現行の法律により受領する賠償金
- (b) 外国資本で持ち込んだ者に返還できる旨委員会が認可する外貨は次のとおりである。
  - (1) 外国投資家より現行の法律に従って株式を移転してから受理すべき金額
  - (2) ビジネスが解散した後、受理すべき金額
  - (3) 委員会の許可の期間が満了して、その許可を返還した後受理すべき外貨
  - (4) 投資を減少させたことによる減少額と同額の外資
- (c) 外国資本で持ち込んだ者の毎年の利益に、すべての関連する税金及び関連する資金を控除した残りの純利益
- (d) 外国職員が、連邦内における勤務により取得した給与及び合法的な所得から、税金を納め、当該外国職員及びその家族のために生じた生活費を定められた方法で控除した後の正当な残高

147. 投資家は、連邦外へなす一般会計に関する送金でない場合、投資家より外国へ外貨送金様式 13 の申請書で下記の書類、証拠とともに委員会に提出しなければならない。

- (a) 関連する投資ビジネスに関する監査報告書
- (b) 銀行の残高証明書

148. 委員会は、連邦外に外貨を送金するため、投資家は規則番号 147 とともに提出する場合、この提出を精査し、提出された金額どおり又は精査により減少する金額の送金許可を発行することができる。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

149. 投資家は、自らが投資するビジネスにより受領した連邦内で利用するチャットが充分である証拠書類を提出して、国民又は国民所有のビジネス用のチャット口座に振込み、この価値と同額の外貨を連邦内にある国民又は国民所有ビジネス管理銀行で開設した外貨口座にある外貨で振り替えることができる。

150. 投資家は、自らが投資するビジネスにより受領した利益を連邦外へ送金しないでビジネスを拡大し投資する場合、委員会に提出して許可を取得しなければならない。

151. 投資家は、委員会の許可で投資した資産を売却して受領するチャットを委員会の許可なく外貨に変更して自己の口座に入金することはできない。

152. 投資家は、自らの提案で述べた外国から持ち込んだ外貨資本を、委員会の許可なしに国内で、チャットで購入及び利用することができない。

153. 投資家は、自らが投資するビジネスのため、提案に明記したとおり外国から輸入した資産を国内で売却して受領したチャットで、国内で生じる消費に支払うことができない。

154. 投資ビジネスの収入が発生する日まで資本金を外国へ送金することができない。

## 第18章 外貨について

155. 投資家は

(a) ミャンマー連邦中央銀行に定められた交換比率で、関連する外貨によって、外国銀行業を実行する権利を有する連邦内の全ての銀行を通じて外国に送金可能である。

(b) 外国銀行業を実行する権利を有する連邦内の銀行が受け入れた外貨の種類で外国口座又はチャット口座を開くことにより、ビジネスに関連する財務上の業務を実行しなければならない。

(c) 自らが、合法で取得したチャットを、連邦内の外国銀行業を実行する権利を有する銀行が受け入れた外貨の種類に交換することができる。

156. 投資ビジネスに従事する外国人は、連邦内の銀行が受け入れた外貨の種類で外



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

貨口座又はチャット口座を開設しなければならない。

## 第19章 各局の結合グループ

157. 委員会は、外国投資法規則番号14により外国投資ビジネスが発展するよう、より良く実行できるよう又はビジネスを監視できるよう、各局が参加した結合グループを、次の各局から役員が参加して構成しなければならない。

- (a) ミャンマー中央銀行
- (b) 電力省及び関連する管理局
- (c) 投資及び会社管理局
- (d) 関税局
- (e) 商業管理局
- (f) 労働者管理局
- (g) 移民管理及び身分証明登録局
- (h) 産業精査及び監督局
- (i) 国内課税管理局

158. 投資及び会社管理局の副総長は、各局の結合グループの管理者である。

159. 各局の結合グループの事務所を投資及び会社管理局に開設する。必要がある場合、支局を開設することができる。

160. 関連する政府局は、各局結合グループに参加した役員に対し署名する権利及び議決権を与えなければならない。原理原則に関することが発生した場合、役員を報告を、関連する管理局が、至急、提示しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

161. 各局結合グループは、許可を取得したビジネスの建設期間内に事業進捗状況、収入を得る日の決定、又は事業操業時の状況の調査のため、実際に現場へ向かい精査し、委員会に報告しなければならない。

162. 各局の結合グループは、総長の管理下で作業しなければならない。

## 第20章

### 行政罰

163. 委員会は、投資家が外国投資法の条件又は外国投資規則の条件に従っていないこと、不正な意思をもって不正確な情報により提案を提出して許可を取得すること、又は委員会が発表した規則、手続、通知書、命令、指令若しくは許可のあるルールなどに違反したことが判明し、調査して発見され、告訴され、又は通知された場合、捜査グループを構成して捜査する。

164. 捜査グループには、委員会のある会員が指導者の責任を取って関連する政府局、組織、組織の専門家などが参加して構成することとする。捜査グループのメンバーは3人未満となってはならない。

165. 捜査グループは、自らが捜査することに関して関連する政府局、組織、ある組織の担当者、その他関係者、証拠書類などを要求し捜査することができる。

166. 捜査グループは、構成命令が出された日から21日以内に捜査結果を委員会に報告しなければならない。その報告書には、外国投資法第18章、第42条に従い、行政罰のうちいかなる処罰とすべきかの見解を報告しなければならない。

167. 行政処罰の決定に関して、委員会は会議で報告及び説明しなければならない。その会議に捜査を受けた投資家も参加し、報告及び説明する権利を与える。

168. 行政処罰に関しては、委員会が決定する日より処罰を受けることにする。

## 第21章

### 紛争の解決

169. 投資ビジネスに関して、投資家とある人物又はある政府局の間に何らかの紛争



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

が生じた場合、紛争の当事者間で生じた紛争は友好的に解決されなければならない。

170. 当該紛争が規則番号 169 に基づき解決できない場合、
- (i) 関連する契約に紛争解決手段が定められていない場合、連邦の現行の法律に従って受諾され、実行されなければならない。
  - (ii) 関連する契約に紛争解決手段が定められている場合、紛争解決手段に従って受諾され、実行されなければならない。
171. 紛争が生じた場合、投資家は紛争の経過を委員会に報告しなければならない。
172. 投資家は、紛争を解決するために、規則番号 170 による解決方法のうち、いずれの方法を利用して解決するかを委員会に報告しなければならない。
173. 投資家は、紛争を解決する際、必要に応じ委員会に、発行済証拠書類を証拠として提出することができる。委員会に関するその他の証拠が必要となる場合、委員会に依頼することができる。
174. 委員会局内のある公務員が、裁判所で証人として出廷することが必要となる場合、投資家は委員会に報告して依頼しなければならない。

## 第 22 章 雑則

175. 外国投資法により中止された、ミャンマー連邦外国投資法により許可された免除及び控除などを継続して受けている投資家は、外国投資法第 12 章に規定したとおり、免除及び控除を継続して受けることができる。
176. ミャンマー連邦外国投資法の許可により定められた免除又は控除期間が満了した投資家は、外国投資法第 12 章の免除又は控除を享受することができない。
177. 委員会は、投資家が委員会、関連する政府部門及び組織に対して準備、提出された提案とともに添付された口座、契約、証明書、財務書類、雇用に関する証拠書類などにつき、故意に誤った陳述をし又は隠蔽した十分な証拠がある場合、投資家は犯罪として処罰されることにする。





本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

178. ミャンマー連邦外国投資法により構成された委員会の許可で実行している投資家は、この許可により規則、関連する契約の条件に従って継続して実行する場合、外国投資法の規定により継続して実行することを希望する場合、その実行が可能となるよう委員会に提案しなければならない。

179. 利益を享受しない又は経済的ビジネスでない製造業又はサービス業を行う投資は、この規則に含まれないことにする。

180. 貿易のみ実行する投資ビジネスは、この規則に含まれないことにする。

181. 省は、発起人の提案の提出に許可を発行すべく、委員会局が実施する作業のために、発起人に対して、命令通知を発行して手数料を請求することができる。

連邦大臣

国家計画及び経済発展省

### 表 1

#### 国民のみ実行できる製造業、サービス業 (規則番号7により)

##### 製造業

1. 自然森林を保護する管理業
2. 民族薬製造業
3. 深さ 1000 フィートまでの石油手動採掘ビジネス
4. 小規模、中規模の鉱物採掘企業
5. 民族薬物の栽培業
6. 半製品、小さい釘などの大規模売買業
7. 伝統的な食物の製造業
8. 宗教に関する品物、用品の製造業
9. 伝統的な文化的品物、用品の製造業
10. 手工業による製造業

##### サービス業



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

1. 私立専門医の民族病院
2. 民族薬材料売買業
3. 民族薬研究及び製造所（研究）
4. 救急車の運送業
5. 高齢者の健康保護関係施設業
6. 電車内の食物契約、通商契約、電車の掃除、電車維持契約
7. 代理サービス業
8. 10メガワット以下の発電ビジネス
9. ミャンマーを含む民族語で定期的な出版する雑誌などの印刷業配達業

表 2

国民が実行できる農業及び短期又は長期農業  
(規則番号 8 により)

1. 少額の投資額で実行する農業
2. 機械を使わない畑作などの伝統的な農業

表 3

国民が実行できる飼育  
(規則番号 9 により)

1. 小額の投資額で実行する飼育
2. 機械を使わない伝統的な飼育

表 4

国民が実行できるミャンマー海洋漁業  
(規則番号 10 により)

1. ミャンマー海洋の魚、海老及び他の海洋生物など遠洋漁業
2. 近海業漁業

【仮訳】 キャストコンサルティング（ミャンマー）有限公司,  
(担当) Shwe Witt Yee, Thu Zar Mon